

特定非営利活動法人 難民支援協会
2010年度貸借対照表

2011年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	600,603	
普通預金	70,194,322	
定期預金	27,645,247	
商品	406,534	
未収金	2,813,932	
その他流動資産	214,834	
流動資産合計		101,875,472
2. 固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	375,000	
機器備品	464,954	
無形固定資産		
電話加入権	84,424	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金	3,000,000	
固定資産合計		4,958,178
資産合計		106,833,650
II 負債の部		
流動負債		
未払金	1,194,440	
その他流動負債	983,267	
流動負債合計		2,177,707
負債合計		2,177,707
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	59,322,009	
当期正味財産増加額	45,333,934	
正味財産合計		104,655,943
負債および正味財産の合計		106,833,650

注記

1. 重要な会計方針

- (1) 商品の評価基準及び評価方法について
最終仕入原価法を採用しております。
- (2) 消費税等について
消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。
- (3) 資金の範囲について
資金の範囲には現金預金・未収金・その他流動資産・未払金・その他流動負債を含めております。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りです。

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	計
現金預金	98,440,172	98,440,172
未収金等流動資産	3,028,766	3,028,766
計	101,468,938	101,468,938
未払金等流動負債	2,177,707	2,177,707
計	2,177,707	2,177,707
次期繰越収支差額	99,291,231	99,291,231

3. 2011年6月末現在のコピー機リース料の残高が310,590円となっております。

特定非営利活動法人 難民支援協会
2010年度財産目録

2011年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	600,603	
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	1,237,205	
ゆうちょ銀行定期預金(東京貯金事務センター)	2,009,446	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	2,646,371	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	7,441,079	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	2,051,283	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	1,269,999	
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	14,074,703	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	125,000	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	45,741,045	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	4,441,665	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	670,330	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	2,173,148	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	238	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,561,098	
東京東信用金庫四谷支店普通預金	176,799	
岩手銀行東京営業部普通預金	2,220,160	
棚卸資産		
商品(書籍・ポストカード等)	406,534	
未収金(寄付等)	2,813,932	
その他流動資産		
立替金(職員雇用保険料等)	175,292	
仮払金(仮払経費未精算分)	2,110	
前払費用(建物保険料)	37,432	
流動資産合計		101,875,472
2. 固定資産		
有形固定資産		
中古軽自動車(2011年6月14日取得)	375,000	
複合機(2010年8月5日取得)	464,954	
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金(難民マイクロファイナンス)	3,000,000	
固定資産合計		4,958,178
資産合計		106,833,650
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	1,194,440	
その他流動負債		
買掛金(仕入商品未精算分)	37,100	
未払法人税等	131,100	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	519,067	
前受金(受講料)	296,000	
流動負債合計		2,177,707
負債合計		2,177,707
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	59,322,009	
当期正味財産増加額	45,333,934	
正味財産合計		104,655,943
負債および正味財産の合計		106,833,650

特定非営利活動法人 難民支援協会
2010年度 会計収支計算書

2010年7月1日から2011年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収入の部			
1 会費収入		906,000	
2 一般寄附金収入*1		21,857,953	
3 特定目的寄附金収入*1		30,729,001	
4 現物寄附収入*2		1,401,339	
5 活動収入		5,482,602	
6 補助金収入*3		12,273,366	
7 助成金収入*4		77,421,981	
8 活動委託金収入*5		17,705,489	
9 受取利息等		35,028	
当期収入合計			167,812,759
II 経常支出の部			
1 事業費		115,172,380	
支援事業			
(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	32,777,521		
(2) 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	14,423,513		
(3) 難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	3,319,704		
(4) 国内外における災害発生時におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援	24,180,081		
渉外			
(5) 難民保護に関する調査、研究及び政策提言	19,457,255		
(6) 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力	6,274,204		
広報・マーケティング			
(8) 難民支援に関する機関紙の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報	14,740,102		
2 運営費		7,175,345	
3 法人税等		131,100	
経常支出合計			122,478,825
経常収支差額			45,333,934
III その他資金収入の部			525,529
棚卸資産減少額	57,108		
減価償却控除額	468,421		
IV その他資金支出の部			0
当期収支差額			45,859,463
V 正味財産増加の部			45,859,463
当期収支差額	45,859,463		
VI 正味財産減少の部			525,529
棚卸資産減少額	57,108		
減価償却控除額	468,421		
当期正味財産増加額			45,333,934
前期繰越正味財産額			59,322,009
期末正味財産額合計			104,655,943

*1:寄附金収入は個人の支援者及び下記の団体からの16万円以上の寄附金が含まれております(50音順)。

NTTコミュニケーションズ株式会社、NPO法人アークス仏教国際協力ネットワーク、株式会社アップルツリーファクトリー、犬養道子基金、NPO法人エクスパートチャリティアソシエーション、花王株式会社、花王ハートポケット倶楽部、KDDI株式会社、宗教法人孝道山本仏殿、ゴールドマン・サックス証券株式会社、NPO法人国際協力NGOセンター、在日米国商工会議所、GEヘルスケア・ジャパン株式会社、シヤノンマーレ ソーシャルファンド、真如苑、ついでる株式会社、東京チャリティークップ2010、難民支援基金、日蓮宗国際協力基金

*2:現物寄附収入は個人の支援者及び下記の団体からの16万円以上の現物寄附が含まれております。

財団法人国際教育振興会 日米会話学院日本語研修所

*3:補助金には下記の団体からの補助金が含まれております(50音順)。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、独立行政法人福祉医療機構

*4:助成金には下記の団体からの助成金・協力金が含まれております(50音順)。

NPO法人国際協力NGOセンター、国際交流基金日米センター、笹川平和財団、NPO法人ジャパン・プラットフォーム、真如苑、財団法人21世紀職業財団、財団法人日本国際協力システム、日本福音ルーテル社団、三菱財団、郵便事業株式会社、立正佼成会一食平和基金

*5:活動委託金には下記の団体からの委託金が含まれております(50音順)。

外務省、公益社団法人シビックフォース、社団法人青年海外協力協会

独立監査人の監査報告書

平成23年8月24日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 中村 義幸 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック

代表社員

公認会計士

業務執行社員

戎井重樹



当監査法人は、特定非営利活動法人 難民支援協会の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの2010年度の下記の計算書類について監査を行った。

記

1. 特定非営利活動に係る事業の会計収支計算書、貸借対照表及び財産目録

この計算書類の作成責任は理事者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、特定非営利活動法人 難民支援協会の2010年度の収支及び正味財産増減の状況並びに同年度末日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

特定非営利活動法人 難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上